

特定生産緑地指定手続き及び  
立川市生産緑地地区指定基準の改正等について

(参考資料)

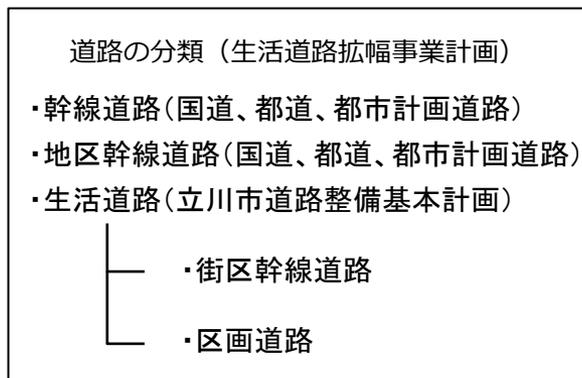
平成31年2月19日

立川市

# (参考) 生産緑地地区決定基準 第3条関連 ～一団のものの区域～

- 2項) 一団のものの区域に道路、水路等（農業用道路、農業用水路等を除く。以下同じ。）が介在している場合であっても、それらが小規模なもので、かつ、これらの道路、水路等及び農地等が物理的に一体性を有していると認められるものであれば、一団の農地等として取り扱うものとする。
- 4項) 第2項に規定する道路、水路等の幅員は、原則として6メートルを上限とする。ただし、立川市が管理する区画道路である場合は、その現況幅員を上限とする。

区画道路は、沿道の土地、建物へのアクセス機能を有する路線として位置づけられており、地区の状況にあわせ必要な幅員の確保に努めるとしている。

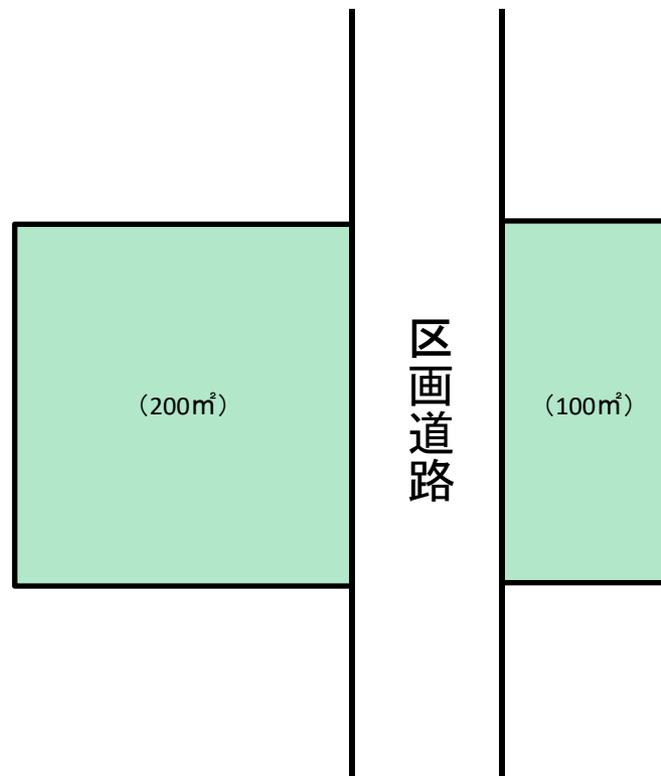


- 幹線道路・地区幹線道路等
- 区画道路

(これまで) 介在する道路の幅員は6mが上限



(今後) 区画道路であればその現況幅員が上限



生産緑地地区の決定は、一筆の土地の全部を最小の単位として行うものとする。

(これまで)

生産緑地：筆の全部



生産緑地：筆の一部

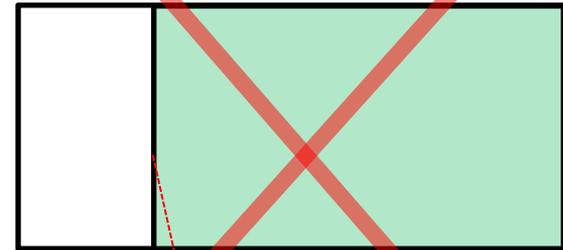


(今後)

生産緑地：筆の全部



生産緑地：筆の一部



ただし、分筆すれば生産緑地地区に定めることが可能

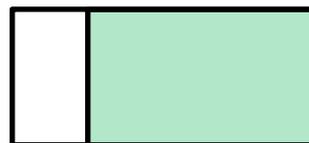
第3条(3) 特定生産緑地の指定は、一筆の土地について、現に決定している生産緑地の位置及び規模と一致していること。

生産緑地：筆の全部

生産緑地：筆の全部  
特定生緑：筆の全部

生産緑地：筆の一部

生産緑地：筆の一部  
特定生緑：筆の一部の全部



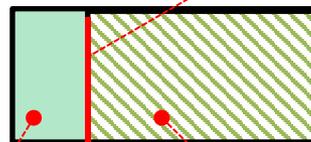
第4条 3項) 現に決定している生産緑地の規模を下回って特定生産緑地に指定する場合は、分筆登記が必要。

生産緑地：筆の全部

生産緑地：筆の全部  
特定生緑：筆の一部

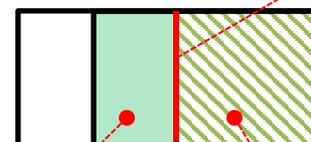
生産緑地：筆の一部

生産緑地：筆の一部  
特定生緑：筆の一部の一部



五年間で  
宅地並み課税に

税制優遇措置が継続し、  
農地並み課税



五年間で  
宅地並み課税に

税制優遇措置が継続し、  
農地並み課税